

実習型雇用支援事業（助成金）のご案内

勤務するにあたり、十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れるときに、緊急人材育成・就職支援基金という形で、採用した会社に助成金が支給されます。

助成金の支給要件も緩やかなものですので、中途採用等を考えている企業の多くが該当するものと思われます。

金額も1名あたり最大で160万円が支給されますので、上手に活用していただければと思います。

支給要件

次のいずれにも該当すること（企業規模や業種などの要件はありません）

- ハローワークにおいて実習型雇用として受け入れるための求人登録をしていること
- 受け入れる求職者を実習型雇用終了時に正規雇用として雇い入れることを前提としていること
- 求職者については、以下のいずれにも該当していること

①ハローワークに求人登録をし、希望する求人の分野において十分な技能・経験を有しない求職者であると認められるもの

②ハローワークにおいて再就職に向け実習型雇用を得ることが適当であると認められるもの

③過去に一定期間、当該事業主に雇われていたことがないもの

④職業紹介以前から当該事業主との間で雇用契約がなされていないもの

*実習型雇用とは、原則6ヶ月間の有期雇用として求職者を受け入れ、OJT等を通じて企業のニーズにあった人材に育成し、その後の正規雇用へとつなげるものです。

つまり、多くの会社実践していることがそのまま人材育成につながるものであれば該当します。

給付内容

実習型雇用助成金 実習型雇用により求職者を雇い入れた場合、6ヶ月間の有期雇用期間に対して助成金が支給されます（総額60万円）	月額10万円 (60万円)
正規雇用奨励金 実習型雇用期間（6ヶ月）終了後に正規雇用として雇い入れた場合に助成金が支給されます。（50万円×2回）	100万円 (50万円×2回)

つまり、要件を満たした1名を採用することにより1年半という期間で合計160万円の助成金を受給することが可能です。緊急支援という形の新しい助成金ですので、いつまで続くかは不明ですが、人材募集を考えている企業様にあたっては是非、活用していただければと思います。